

第 9 期広島市高齢者施策推進プランの
基本理念、目標及び
重点施策 I の成果目標について
(第 2 回分科会の意見を踏まえた再検討)

- 1 第 9 期プランの基本理念（案）及び目標（案）…………… P 2
- 2 重点施策 I の成果目標について（案）…………… P 7

令和 5 年 10 月 3 日

広島市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会

1 第9期プランの基本理念（案）及び目標（案）

【基本理念及び目標の変遷】

区分	平成27-29年度 (2015-2017年度)	平成30-令和2年度 (2018-2020年度)	令和3-5年度 (2021-2023年度)	令和6-8年度 (2024-2026年度)
	第6期	第7期	第8期	第9期(案)
基本理念	高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の形成	高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成	高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で、住民が相互に支え合い行政がそれを支援することにより、安心して暮らせる、持続可能な地域共生社会の実現	高齢者の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせる持続可能な地域共生社会の実現
目標	2025年を見据えた地域包括ケアシステムの基盤づくり	2025年を見据えた地域包括ケアシステムの <u>づくり</u> の推進と深化	2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの推進と深化	高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者層の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実

(1) 基本理念（案）

高齢者の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を持ち果たしながら、お互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせる持続可能な地域共生社会の実現

※下線は第8期からの変更部分。網掛けは第2回分科会からの変更部分。

【設定の考え方】

- 本プランの上位計画である地域共生社会実現計画の第2次計画では、基本理念として「**市民の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を持ち果たしながら、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現**」を掲げることとしている（R5.9.29社福審全体会議）。
- これは、「地域共生社会の実現に向けては、市民・地域団体・事業者・NPO法人・ボランティア団体・行政といったあらゆる主体の活動が重要であり、また、こうした主体が相互に連携・協働することで、地域生活課題の解決に向けて、より効果を発揮できることから、その考え方を明確化する」との考えによるものである。
- 本プランにおいても、上位計画との整合を図りつつ基本理念を設定する。

第2回分科会での意見に対する本市の考え方

(委員意見)

「あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を持ち」という表現について、個人の役割もあるため、組織に限定したような表現にしなくてもよいと思う。また、役割意識を持たなければならないという印象も受けるため、この部分の表現を「自らをはじめとして、様々な組織や物事を活かし合いながら」に変更してはどうか。

(本市の考え方)

本市では、全ての市民が住み慣れた地域で、それぞれに「役割」を果たしながら、心豊かに生活できる環境を整えなければ持続可能なまちづくりは行えないとの考えの下、これまでのように、「支える側」と「支えられる側」に二分されるのではなく、「お互い様」の心で豊かに暮らしていける「地域共生社会」の実現を目指しており、次期地域共生社会実現計画（案）の基本理念においても、「役割」という語を用いることとしています。

一方で、「役割を持ち」という表現が任務や義務を与えられると捉えられ、抵抗を感じることを避けるため、「持っている能力を発揮する」という意味で、次期地域共生社会実現計画（案）との整合を図り、「役割を果たす」という表現に改めたいと考えます。

(2) 目標（案）

高齢者全体の増加、とりわけ年齢階層の高い高齢者層の増加など更なる高齢化の進展を見据えた地域包括ケアシステムの充実

※下線は第8期からの変更部分。網掛けは第2回分科会からの変更部分。

【設定の考え方】

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目前に控え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が日常生活の場（日常生活圏域）において包括的に確保される仕組みである地域包括ケアシステムの大枠は、一旦整えることができたものと考えている。
- 今後は、団塊の世代を中心として更なる高齢化が進むことで、要介護認定率や認知症出現率が格段に高まる85歳以上の高齢者数は増加し、高齢者数全体も更に増加していく見込みである。
- こうした状況において、高齢者自身がいきいきと暮らしていくための活動の促進に引き続き注力しつつ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりをさらに充実させ、地域包括ケアシステムを一層強固なものにしていく必要がある。

第2回分科会での意見に対する本市の考え方

(委員意見)

「更なる高齢化の進展」では、75歳以上の高齢者が増加していくという状況を市民が理解できるか疑問であり、より理解しやすい表現にすべきではないか。

(本市の考え方)

委員の御意見を踏まえ、具体的な表現に改めたいと考えます。

(委員意見)

「充実」という言葉を「拡充」に変更してはどうか。

(本市の考え方)

地域包括ケアシステムについては、第6期プランで「基盤づくり」、第7・8期プランで「推進と深化」を目標として掲げてきた中で、システムの大枠は一旦整えることが出来たと考えています。

引き続き地域包括ケアシステムをより良いものにしていくという方向性は委員と共有できているものと考えますが、表現方法については各委員の御意見等も踏まえて、原案どおりにしたいと考えます。

2 重点施策Ⅰの成果目標について（案）

第2回分科会での御意見を踏まえ、重点施策Ⅰの成果目標②を以下のとおり変更したいと考えます。

目標項目	評価指標				
② 要介護状態等の維持・改善	年齢階層別要介護・要支援認定率の対前年度比減				
	【設定理由】 ○ 加齢等に伴い高齢者が各種健康リスクを抱えたとしても、要支援・要介護の状態にはならず、住み慣れた地域で自立して生活を送ることが重要であるため、第8期に引き続き「要介護状態等の維持改善」を目標項目とし、「年齢階層別要介護・要支援認定率の対前年度比減」を評価指標とする。				
	目 標				
	区 分	現状値	目標値		
		4年度	6年度	7年度	8年度
65～69歳	2.6% (▲0.0)	対前年度比減	対前年度比減	対前年度比減	
70～74歳	5.5% (▲0.1)				
75～79歳	11.8% (▲1.0)				
80～84歳	25.8% (▲1.2)				
85～89歳	51.0% (▲1.2)				
90歳以上	77.6% (▲0.6)				
【目標値の考え方】 ○ 第2回分科会での御意見を踏まえると、要介護等認定率に関し具体的な目標値を定めることは、市民に対し要介護等の認定を受ける権利を阻害している印象を与えかねないことから、第8期同様「対前年度比減」を目標値とする。					

なお、第2回分科会での御意見を踏まえ、重点施策Ⅰ・Ⅱの他の成果目標等について、具体的な目標値を検討中であり、第4回分科会でお示しすることとしています。

【指標の把握方法】 ○ 本市の要支援・要介護認定データ（毎年度9月末現在）から算出